

**改正**

平成25年3月25日告示第28号

平成27年3月20日告示第37号

小矢部市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に基づき、法第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るために実施する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** この事業の実施主体は、小矢部市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

**第3条** 日中一時支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とし、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要であり、次の各号のいずれかに該当するもので、小矢部市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が認めた者とする。

- (1) 障害支援区分の認定を受けている者
- (2) 障害児で、医師の診断書等により早期の療育が必要と所長が判断した者

(利用の申請)

**第4条** 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市日中一時支援事業利用申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

**第5条** 所長は、前条の規定により利用の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定しなければならない。

2 所長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、小矢部市日中一時支援事業利用承認

(不承認) 決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者にその旨を通知し、承認した障害者等を日中一時支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

**第6条** 前条の規定により利用の承認を受けた障害者等(以下「利用者」という。)の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。ただし、利用者が、承認を受けた日において満18歳である者(以下「児童」という。)については、最初に到達する3月31日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き事業の利用をしようとするときは、認定期間が満了する日の前1月以内に第4条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の変更及び廃止)

**第7条** 利用者又は利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、小矢部市日中一時支援事業利用変更(廃止)届(様式第3号)により、速やかに所長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の居住地等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消し)

**第8条** 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、小矢部市日中一時支援事業利用取消通知書(様式第4号)により、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他所長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

**第9条** 利用者がこの事業を利用しようとするときは、事業所に決定通知書を提示して、事業の利用について直接依頼するものとする。

(利用料)

**第10条** 利用者は、利用料として別表に掲げる費用の10分の1に相当する額を事業者を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合の利用料は無料とする。

- (1) 児童以外の利用者(利用者に配偶者があるときは、利用者及びその配偶者)について事業の利用のあった月の属する年度(4月から6月までの利用については前年度とする。次号にお

いて同じ。)における市民税が非課税である場合

(2) 利用者が児童であり、その保護者の属する世帯の全員について、事業の利用のあった月の属する年度における市民税が非課税である場合

3 第1項に規定するもののほか、サービスの供与に伴う原材料費等の実費については、利用者の負担とし、事業者が利用者から徴収するものとする。

(委託料)

**第11条** 第2条第2項の規定により市が事業を委託する場合の委託料は、別表に掲げる費用を事業者に対して支払うものとする。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、所長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 所長は、前項の規定による請求があった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

**第12条** 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行うものとする。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めるものとする。

3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、所長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

5 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(細則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成25年3月25日告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月20日告示第37号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

**別表**（第11条関係）

（単位：円）

区分	障害支援区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
障害者	6	2,230	4,460	6,690
	5	1,895	3,790	5,685
	4	1,565	3,130	4,695
	3	1,408	2,815	4,223
	1・2	1,230	2,460	3,690
障害児	3	1,895	3,790	5,685
	2	1,488	2,975	4,463
	1	1,230	2,460	3,690

**様式第1号**（第4条関係）

小矢部市日中一時支援事業利用申請書

(あて先) 小矢部市社会福祉事務所長

小矢部市日中一時支援事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏名					
	居住地				電話番号	
フリガナ					生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名					続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号		

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
	利用中のサービスの種類と内容等					
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ( )・要介護 1 2 3 4 5	
申請する支援の内容		日中一時支援				

様式第2号 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

小矢部市日中一時支援事業利用承認（不承認）決定通知書

様

小矢部市社会福祉事務所長



小矢部市日中一時支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
有効期間			費用負担	

支援の種類・内容	日中一時支援	内容
----------	--------	----

注意事項	1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があったときには、小矢部市社会福祉事務所長にその旨を届出て下さい。
------	---

2 不承認

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に小矢部市を被告として（訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

小矢部市日中一時支援事業利用変更（廃止）届

（あて先）小矢部市社会福祉事務所長

小矢部市日中一時支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
利用に係る 児童氏名			続柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号	精神保健福祉 手帳番号	

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日	年 月 日	

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

小矢部市日中一時支援事業利用取消通知書

様

小矢部市社会福祉事務所長

小矢部市日中一時支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
取消年月日	年 月 日			
取消理由				

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に小矢部市を被告として（訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。